

第2期 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の概要（案）

計画の目的と主な変更点

平成12年度から成年後見制度が導入され、精神上の障害等により判断能力が不十分な方について意思決定を支援し法的に保護する制度が確立されましたが、全国的に十分に活用されていない状況にあります。こうした状況の中、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

本計画は促進法第14条第1項に基づく市町村計画として市の役割と今後の取組の方向性を定めるものであり、**第2期計画では国の基本計画に沿う形で全体を見直しつつ、佐倉市では従来の取組が国の求めるものと合致していることから、第2章に市の役割、第5章に役割に基づいた具体的な取組を示し従来の取組を継続しつつそれを強化していく方針を示しています。**

本計画の構成

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について P. 1 ~ ■ 本計画の意義、位置付け、期間、策定体制及び進行管理について整理します。 ■ 計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間とします。 ■ 計画は弁護士、司法書士、社会福祉士等の成年後見制度に関わる専門職及び地域包括支援センター等の相談機関も交えた「成年後見制度利用促進に関する検討会」にて意見聴取し原案を策定。進行管理も同様に検討会にて点検・評価を行います。	第4章 これまでの佐倉市の課題と取組の結果 P. 27 ~ ■ 前期計画で挙げられていた課題に対する計画期間中の取組とその結果を整理します。 ■ 4年間の計画期間で制度の認知度が約10%上昇、利用者数が約20%増加していますが、第3章の結果から制度を知っていても正確な理解を得られていない、マイナスイメージを持たれている例もあることから、取組を継続していく必要を示しています。
第2章 成年後見制度利用に関する現状 P. 5 ~ ■ 国の概況、国基本計画の概要及び佐倉市の現状を整理します。 ■ 国基本計画において示されている利用促進に向けた基本的な考え方と市町村の役割を整理、「地域連携ネットワーク」、「権利侵害からの回復支援」、「（家裁への）市長申立てや（低所得者への）利用支援事業の適切な実施」、「（制度の）担い手の育成・活躍支援」を市の役割として示しています。 ■ 市内の制度利用状況を千葉家庭裁判所から提供を受けたデータに基づき数値化・図表化しています。	第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組 P. 32 ~ ■ 第2章で示した市の役割はこれまで佐倉市が取組んできた方向性と一致していることを示し、第2期計画における市の基本方針、基本目標を整理し具体的な取組を示します。 ■ 基本目標として「成年後見制度の周知及び啓発の強化」、「中核機関及び地域連携ネットワークの機能強化」、「成年後見人等の担い手養成及び活躍支援」を挙げ、従来の取組を継続・強化しつつ、市民後見人養成講座の実施を明記、新たな取組として「市民後見人の活躍支援」を掲げています。
第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組 P. 19 ~ ■ 佐倉市のこれまでの取組（県内では先進自治体との評価）、及び第2期計画策定に向けた関係機関・団体への調査結果を整理します。 ■ 高齢者に関する専門相談機関である「地域包括支援センター」、障害者に関する専門相談機関であり「相談支援事業所」、制度の対象となる当事者（家族会）それぞれの視点から現状と課題、市への期待と要望から、制度に関する正しい情報の継続的な周知、啓発活動が必要であることを示しています。	第6章 資料編 P. 39~ ■ 検討会設置要綱、委員名簿、検討会開催状況 ■ 関係規則（佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則、佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則）